

四条通での「**交差点内**や**バス乗り場前**での**利用客の乗降**」という問題について、
どのように思われますか？

- ☐ 解決すべきだ、ととても思う
☐ 解決すべきだ、と思う
☐ 解決すべきだ、と少しだけなら思う
☐ 解決する必要は、全くないと思う

その理由をお聞かせ下さい

再び、**あなた自身**のことについてお聞きます。

四条通での「**交差点内**や**バス乗り場前**での**利用客の乗降**」について、
これから、どうしようと思いますか？

- ☐ そもそも自分は、そういう行為はやっていない
☐ 止めようと思っている
☐ 出来る限り減らそうと思っている
☐ 減らそうとは思わない

その理由をお聞かせ下さい

4 京都市域全体の駐停車マナー向上についてお聞きます。

四条通に限らず、「交差点内」や「バス乗り場前」での利用客の乗降は**違法**です。
こうした行為全般について、**あなた自身**、これから、どうしようと思いますか？

- ☐ そもそも自分は、そういう行為はやっていない
☐ 止めようと思っている
☐ 出来る限り減らそうと思っている
☐ 減らそうとは思わない

その理由をお聞かせ下さい

「交差点内」や「バス乗り場前」や「四条通のタクシー乗り場以外での客待ち」等の問題について、
ご自由にお書き下さい。

例) 昔を思い出して、改めて、ルールを守るように心がけていきたいと思うが、
協会等を通じて、利用客にもマナー向上を呼びかけて欲しい。……等

ご協力ありがとうございました。
これからも、適正な「利用客の乗降」「客待ち」に、ご協力下さい。

「客待ち」「利用客の乗降」に関する タクシー乗務員の皆様の意識についての調査 —御協力をお願い—

京都市では、脱「クルマ中心」社会を目指し、
人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちづくり」を進めています。

また、京都市は、タクシーを「だれもが気軽に利用できる公共交通」と位置づけ、
それとともに、「違法な客待ち」などによる問題の緩和を目指そうとしています。

ついでには、タクシー業界団体及び関係行政機関の連携の下、
「**京都市タクシー駐停車マナー向上マネジメント会議**」
を設置し、駐停車マナー向上に向けた、様々な検討を行っています。

その中でも今年は、混雑の著しい「四条通」に重点をおいた検討を行います。

このアンケートは、こうした取組の一環として行うものです。
ぜひ、駐停車マナーの向上に向けて、ご協力いただきますよう、
何卒、よろしくお願いいたします。

平成 22 年●月

「京都市タクシー駐停車マナー向上マネジメント会議」※

議長 京都大学大学院 教授 藤井 聡

※「京都市タクシー駐停車マナー向上マネジメント会議」は、
以下の団体で構成されています

京都タクシー業務センター、社団法人京都乗用自動車協会、全京都個人タクシー
共済協同組合、協同組合京都個人タクシー協会、京都市個人タクシー事業協同組
合、協同組合京都個人タクシー昌栄会、個人タクシー互助協同組合、国土交通省
近畿運輸局京都運輸支局、京都府警察本部交通部駐車対策課、京都市都市計画局
歩くまち京都推進室、京都市文化市民局市民生活部、京都市交通局自動車部

ご回答にあたってのお願い

- **5 分程度** で回答可能です。
- 調査票にご回答の上、**●月●日(●)まで** にご返送下さいますようお願い申し上げます。
- 本調査は、タクシー業界団体の協力の下、タクシー乗務員の方にご協力をお願いしております。
- 本アンケートは完全無記名で行っていただくものです。
- この調査の結果はすべて統計的に処理しますので、個人の情報が公表されることはありません。

【お問い合わせ】

京都市 都市計画局 歩くまち京都推進室(担当:早崎・山崎)
TEL:075-222-3483 FAX:075-213-1064

・以降の間について、あてはまる□に✓を、または□に該当する数字ご記入下さい。

1 あなたご自身のことについてお聞きします。

あなたの年齢は？

☐ 20歳代☐ 30歳代☐ 40歳代☐ 50歳代☐ 60歳代☐ 70歳以上

あなたのタクシー乗務員歴は何年ですか？また、そのうち京都市での活動は何年ですか？

乗務員歴は 年 そのうち京都市での乗務員歴は 年

2 四条通（烏丸通～川端通）の駐停車についてお聞きします。

普段、四条通（烏丸通～川端通間：以下同様）で、どれくらい営業活動（客待ちや流し）をしていますか？

☐ 全く活動していない☐ たまに活動する☐ 時々活動している☐ よく活動している

3

へお進み下さい

普段、四条通で主に活動している時間帯は？（特に決まっていない場合は、空欄で結構です）

☐ 午前☐ 午後

時頃から 時頃まで

☐ 午前☐ 午後

四条通には、別紙資料の中の地図のA～Fまでの6箇所のタクシー乗り場があります。それぞれについて、ご存じでしたか？

乗り場Aについて	☐ よく知っている	☐ 何となく知っている	☐ 知らなかった
乗り場Bについて	☐ よく知っている	☐ 何となく知っている	☐ 知らなかった
乗り場Cについて	☐ よく知っている	☐ 何となく知っている	☐ 知らなかった
乗り場Dについて	☐ よく知っている	☐ 何となく知っている	☐ 知らなかった
乗り場Eについて	☐ よく知っている	☐ 何となく知っている	☐ 知らなかった
乗り場Fについて	☐ よく知っている	☐ 何となく知っている	☐ 知らなかった

四条通で、タクシー乗り場以外の場所で客待ちをすることは、
どれくらいありますか？（割合でお答え下さい）

1日の四条通での客待ち回数のうち、 割程度は、タクシー乗り場以外で客待ちしている。

四条通で、交差点内やバス乗り場前で利用客の乗降をすることは、
どれくらいありますか？（割合でお答え下さい）

1日の四条通での乗降回数のうち、 割程度、交差点内やバス乗り場前で乗降している。

3 四条通の駐停車に対する意識についてお聞きします。

四条通で、交差点内やバス乗り場前で利用客の乗降をしたり、
タクシー乗り場以外で客待ちをすることは、道路交通法上「違法」です。ご存じですか？

☐ もちろん知っている☐ 一応、知っている☐ 知らない

「利用客がところ構わず乗降しよう」としているから
タクシーが「違法な駐停車」をするようになります。しかし、だからといって、
タクシーが「違法な駐停車」を繰り返してしまうと、
利用客はますます、「ところ構わず、乗降しよう」とするようになってしまいます。
つまり、「タクシーの違法な駐停車」と「利用客のマナー違反」は、相乗効果で強めあっています。
このことについて、どうお感じになりますか？

利用客の乗車マナーの低下

相乗効果で強めあっている

ドライバーの違法な駐停車

☐ 前々からそう感じていた☐ その通りだと思う☐ わからない

この様にして、四条通での「違法なタクシー駐停車」が日常化し、
その結果、年間で11億円の損失が生じていると、試算されています。
（別紙資料をご参照下さい）ご存じでしたか？

☐ 知っている☐ 聞いたことがある気がする☐ 知らなかった

こんな状態が続けば、
「四条通でのタクシーの営業が、制限される」という事になってしまうかもしれません。このことについて、どのように思われますか？

☐ そうなっても別に構わない☐ そうならないようにした方が良い

この様な四条通での「タクシー乗り場以外での客待ち」という問題ですが、
このことについて、どのように思われますか？

☐ 解決すべきだ、ととても思う☐ 解決すべきだ、と思う☐ 解決すべきだ、と少しだけなら思う☐ 解決する必要は、全くないと思う

その理由をお聞かせ下さい

次に、あなた自身のことについてお聞きします。
四条通での「タクシー乗り場以外での客待ち」について、
これから、どうしようとお感じですか？

☐ そもそも自分は、そういう行為はやっていない☐ 止めようと思っている☐ 出来る限り減らそうと思っている☐ 減らそうとは思わない

その理由をお聞かせ下さい

裏面に続きます。